

令和7年度 第5回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
令和7年度第5回理事会議事録

1. 日 時 令和8年3月26日(木) 午後2時
2. 場 所 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室
3. 出席者

理事総数 7名  
理事出席者 6名  
理事長 増田 平                      理 事 林 秀 和  
理 事 松尾 勝 浩                      理 事 白 井 佳 之  
理 事 川上 房 男                      理 事 森 理 恵  
欠席出席者 1名  
理 事 小 山 達 也

監事総数 2名  
監事出席者 2名  
監 事 細 川 健 二                      監 事 中 川 俊 秀

議事録署名人 増田 平  
議事録署名人 細川 健二  
議事録署名人 中川 俊秀

4. 議 案 報告第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和7年度職務の執行状況について」
  - 報告第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」
  - 報告第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」
  - 報告第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」
  - 議案第29号「令和8年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」
  - 議案第30号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」
  - 議案第31号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会運営規則の一部

を改正する規則の制定について」

議案第32号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第2次中期経営計画の策  
定について」

議案第33号 「役員等賠償責任保険契約内容の決定について」

議案第34号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦に  
ついて」

議案第35号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦に  
ついて」

議案第36号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団臨時評議員会日時、場所、議  
題等の決定について」

議案第37号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の外  
部委員の選任について」

5. 議 長 増 田 平

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和7年度第5回社会  
福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

**【資料の確認】**

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻になりました  
ので、ただいまより令和7年度第5回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理  
事会を開催いたします。よろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 **【挨拶】**

### (3) 議長選出

○事務局      それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているため、選任方法についてお諮りします。

#### 【事務局一任】

事務局一任とのご意見をいただきましたので、増田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

ご異議がないようでございますので、増田理事長に議長をお願いいたします。

### (4) 出席状況

○議長      それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日、理事は7名中6名が出席でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

### (5) 議事録署名人の選任

○議長      次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、中川監事をお願いします。

### (6) 利害関係有無の確認

○議長      次に、利害関係の有無につきまして確認させていただきます。社会福祉法第45条の14第5項で、「決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」旨が規定されています。なお、先日、事務局からの案内文において、本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する場合は事

前に申し出ていただきますようお願いしておりましたが、改めて確認いたします。本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する理事がおられましたら、申し出ていただけますでしょうか。

[該当者がいないことを確認]

本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する理事はおられないようですので、このまま進めさせていただきます。

## (7) 議事

- 議 長       それでは、これより議事に入らせていただきます。  
本日の議事は、議案が9件と報告が4件でございます。  
それではまず、報告第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和7年度職務の執行状況について」でございます。本件につきましては社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」となっておりますので、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。
- 理事長       [職務の執行状況について報告]
- 常務理事     [職務の執行状況について報告]
- 議 長       報告が終わりました。これまでの報告について、ご意見ご質問はございませんか。
- 議 長       特にないようでございますので、報告第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和7年度職務の執行状況について」は、以上とします。  
次に、報告第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局       報告第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」を説明
- 議 長       ありがとうございます。説明と報告が終わりました。  
それでは、ただいま説明がありました報告第11号について、ご意見ご質問

はございませんか。

○中川監事　ひとつ教えてください。通勤手当のところですが、所得税法が変わって非課税の枠が変わったのですが、非課税の変わった枠と微妙に違うような気がします。具体的には、所得税法は片道55キロメートル以上の場合は38,700円ですと改正が入りましたが、間で枠を加えているのだなと思ってみているのですが、人事院規則は全然確認できていないのですが、税法と異なる理由は何かあるのでしょうか。

○事務局　今回の改正につきましては、所得税法の改正が改正されて、当法人の通勤手当の額については公務員の、伊丹市職員の手当の額を基準としているところがあって、今回も伊丹市の規則の改正に合わせた規則の改正としております。国の所得税法の施行令に基づいた改正とは異なる部分がございます。そもそもなぜ公務員準拠にしているのかということもあるのですが、当法人としては伊丹市の外郭団体として運営していたという経緯もありますので、あくまで給与制度の客観性、公平性を担保するために、公務員水準をそのまま準用していきたいなと思っております。その関係で、国が公表する上限額とは一部乖離するところではありますが、あくまでも公務員に準拠しているというところでございます。

○議　長　他に何かございますでしょうか。  
特にないようでございますので、報告第11号については以上とします。

○議　長　次に、報告第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局　報告第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明。

○議　長　説明が終わりました。  
それでは、ただいま説明がありました報告第12号について、ご意見ご質問ございませんか。

○議　長　特にないようでございますので、報告第12号については以上とします。

○議　長　次に、報告第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」を説明。

○議長 説明が終わりました。  
それでは、ただいま説明がありました報告第13号について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、報告第13号については以上とします。

○議長 次に、議案第29号「令和8年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第29号「令和8年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を説明。

○議長 ただいま、来年度の事業計画の概要と予算、特に荒牧デイサービスセンターの事業転換についての概要を説明させていただきました。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○白井理事 荒牧デイサービスの事業転換なのですが、送迎は職員がされるのですか。

○事務局 人材のことはこれからということになるのですが、今後は職員のほうで送迎していく形を想定しています。

○白井理事 送迎で困っている、うちもそうなのですが、その辺は何とかいけそうなんですか。

○事務局 外部のリハビリのデイサービスというのは、ほとんど職員送迎となりますので、その情勢も含めて今からの動きになるのですが。

○白井理事 職員が送迎するのであれば介護職員に運転手当は支給しているのでしょうか。

○事務局 手当については、支給しておりません。

○白井理事 職員の理解があって、それができると。

○事務局　　少し補足させていただきますと、既に南野デイサービスセンターの方が事業転換により南野ステップアップデイサービスセンターということで機能訓練特化型に移行した時点から、一部送迎は職員が行うという状態は、今現在もございまして、それと同様にしていくという形となります。事業転換前の今現在の荒牧デイサービスセンターで働いている職員もそのまま事業転換後も関わる形になる中で、既配置の職員に、運転業務が加わるということは理解してもらった上で、足らずの部分を外部採用で補っていくという方向で、開始時には職員送迎は可能という状態で準備をすすめております。

○議　長　　他に何かございますでしょうか。  
特にないようでございますので、議案第29号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議　長　　それでは、議案29号につきましては、原案どおり決しました。

○議　長　　次に、議案第30号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とさせていただきます。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局　　議案第30号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」を説明。

○議　長　　説明が終わりました。  
ただいま説明がありました議案第30号について、ご意見ご質問ございませんか。

○中川監事　　新しいところ第30条のところ、現金の残高の確認の項目なのですが、前は毎日確認するという形だったのが、今後は月末にということで、緩くなっているといえますか、これは問題はないというか、そのへんはどう実務をされているのか。

○事務局　　現金の動きについては、基本的に動いたタイミングで各担当と出納員のほうで補助簿での確認はしておりますので、今回の改正になるのが「月末に会計責任者に報告」というところにはなります。出納の実務としては現金の動きがあったタイミングで計算照合ということはしておりますので、今回の改正で実務

において基準が緩んだりということではありません。

○中川監事　いままでは、毎日会計責任者まで報告がいていたけれども、今後は、会計責任者ではなく、ちょっと権限がわかりませんが、その前の方が毎日確認するということでしょうか。

○事務局　実務上は、毎日確認しておりますので、ただ、会計責任者への報告というところが、実態としては毎日行ってはおりませんでしたので、そこについては、実態に合わせて「月末に報告」ということに改正を行うということでございます。

○議　長　よろしいでしょうか。  
他に何かございますでしょうか。  
特にないようでございますので、議案第30号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議　長　それでは、議案第30号につきましては、原案どおり決しました。

○議　長　次に、議案第31号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局　議案第31号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」を説明。

○議　長　説明が終わりました。  
ただいま説明がありました議案第31号について、ご意見ご質問ございませんか。

○議　長　他に何かございますでしょうか。  
特にないようでございますので、議案第31号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長            それでは、議案第 3 1 号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長            次に、議案第 3 2 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第 2 次中期経営計画の策定について」を議題とさせていただきます。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局           議案第 3 2 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団第 2 次中期経営計画の策定について」を説明。

○議 長            説明が終わりました。多岐にわたる内容でございますので、概要ということでご説明をさせていただきました。  
議案第 3 2 号について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長            特にないようでございますので、議案第 3 2 号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長            それでは、議案第 3 2 号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長            次に、議案第 3 3 号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局           議案第 3 3 号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」を説明。

○議 長            説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○議 長            特にないようでございますので、議案第 3 3 号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長            それでは、議案 3 3 号につきましては、原案どおり決しました。  
次に、本日提出させていただきました議案の審議をお願いいたします。理事候補者の推薦及び推薦に伴います評議員会の開催については関連しますので一括して審議させていただきます。

先に、議案第34号及び議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」を議題とさせていただき、次いで、議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団臨時評議員会日時，場所，議案等の決定について」を審議させていただきます。

事務局説明願います。

○事務局 議案第34号及び議案第35号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」議案第36号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団臨時評議員会日時，場所，議案等の決定について」を説明。

○議長 説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
まず、議案第34号について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第34号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第34号につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第35号について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第34号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第35号につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第36号について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第36号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第36号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 最後、議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の外部委員の選任について」を議題とさせていただきます。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第37号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の外部委員の選任について」を説明。

○議 長 説明が終わりました。  
議案第37号について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第37号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第37号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

## 8. その他

○議 長 次に、次第8のその他について事務局から事務連絡がございます。

○事務局 [事務連絡]

○議 長 この機会に、各理事よりご連絡等がございますでしょうか。

それでは最後に、先ほどの議案にもありましたように、松尾理事、林常務理事が3月31日付をもって退任されますので、ご挨拶を頂きたいと思います。

○松尾理事 [あいさつ]

○林常務 [あいさつ]

○議 長 お二人には、長きにわたり法人運営にご尽力いただきましたことに、感謝申し上げます。職を辞された後につきましても、法人に対してご指導ご鞭撻をいただければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。あり

がとうございました。

## 9. 閉会

○議 長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の理事会は閉会したいと思います。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時40分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和8年 月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人